

法律名	労働安全衛生法
施行年	昭和 47 年
目的	この法律は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。 (第 1 条)
対象者	事業者、労働者
規制対象事業規模	特にない
規制内容	<p>この法律では、労働者の安全と衛生を保つために、事業者がなすべきことを定めている。ここでいう労働者とは労働基準法第九条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く)であり、基本的に製造工場や流通に従事する労働者である。また、事業者とはこれら労働者を使用するもの、となっているので、バイオマス事業でオフィスワーカーを除く従業員を使う場合は適用される(第 2 条)。</p> <p>事業者は、この法律で定められた労働災害の防止のための基準を守り、職場環境・労働条件の改善を通じて、労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない(第 3 条)。また、労働者は、事業者者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するよう努めなければならない(第 4 条)。</p> <p>規模の大きな事業所(林業・清掃業;100 人以上, 製造業は ;300 人以上、施行令第 2 条)は総括安全衛生管理者を選任しなければならない(第 10 条)。50 人以上の事業所(施行令第 3 , 4 条)は安全管理者か衛生管理者を選任しなければならない(第 11 、 12 条)。規模の大きな事業所では総括安全衛生管理者に安全管理者、衛生管理者の指揮をさせ、また、彼に次の業務を統括管理させなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。 ・ 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。 ・ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。

- ・労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- ・前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの

安全管理者（第11条）、衛生管理者（第12条）は厚生省で定められた有資格者でなければならない。

規模の小さいところ（10人以上50人未満、省令第12条の2）では、安全衛生推進者を選んで、彼に安全衛生管理業務を行わせる（第12条2）。

また、規模の大きい事業所では、産業医による健康管理（第13条）安全委員会（第17条）、衛星委員会（第18条）が求められる

次ぎに該当する場合、有資格の作業責任者を設ける必要がある（第14条、施行令第6条）。

機械や索道運搬装置を用いて作業する場合でその機械や索道運搬装置がバイオマス系では次ぎに該当する場合（原動機の定格出力が7.5キロワットをこえるもの／支間の斜距離の合計が350メートル以上のもの／最大使用荷重が200キログラム以上のもの／ボイラー（小型ボイラーを除く）の取扱いの作業／木材加工用機械（丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤及びルーターに限るものとし、携帯用のものを除く）を5台以上使用／乾燥設備で燃料を使用する（その最大消費量が、固体燃料にあつては毎時10キログラム以上、液体燃料にあつては毎時10リットル以上、気体燃料にあつては毎時1立方メートル以上であるものに限る））

当然のことだが、事業者は危険を防止するため必要な措置を講じなければならないが、その危険については次の場合を想定。

- ・機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険電気、熱その他のエネルギーによる危険（第20条）
- ・掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険（第21条）。
- ・労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険（第21条）。

	<p>事業者は、健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないとしているが、バイオマス系で想定される対象物は、原材料、ガス、蒸気、粉じん、排気、排液残さい物（第22条）</p> <p>事業者は、オフィスや工場空間で、「通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じ」る必要あり（第23条）</p>
備考	<p>この法律がなくとも、バイオマス事業をする場合、工場やオフィスでの安全性や衛生の確保は必要であり、いわばミニマムのガイドラインを定めたものといえる。</p> <p>バイオマス系の事業の場合、規模は小さいだろうから、特に関連してくるのは、安全衛生推進者の選任と作業責任者の選任であろう。</p>
資源分類	製材工場等残材、製紙残差、家畜排泄物、食品廃棄物、水産物残差、下水汚泥、生ごみ、林地残材、農作物非食用部
利用技術分類	飼料、肥料・コンポスト、炭化、機械的加工、高分子成分分離、工業原料化、新材料合成、熱化学的変換、生物化学的変換
ビジネスプロセス	運営管理（有資格者、安全管理、衛生管理）
関連法	特になし